

令和2年度共同募金（令和3年度事業）

テーマ募金助成申請要領

広域（A）配分（社会課題解決プロジェクト）

テーマ募金

社会課題を解決するために自団体が募る募金

1 対象事業

社会課題の解決に向けて取り組んでいる施設・団体（ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会等）や、地域の福祉課題に取り組む団体等が行う事業（事業実施に直接要する経費）

※通常の共同募金配分申請を行っている場合でも申請が可能です。

（併用可能）

このような事業は対象となりません。

- ・ 政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業
- ・ 営利のために行う事業
- ・ 介護保険適用事業
- ・ 施設利用者に直接関係のない事業（事務職員が利用する事務機器等）
- ・ 人件費、事務費
- ・ 国または、地方公共団体が設置し、もしくは経営し、またはその責任に属するとみなされる事業 等

2 対象者

社会課題の解決や地域の福祉課題に取り組もうとする団体等で、次の活動をしている団体等を対象とします。

- ①子育て支援及び児童健全育成に関する活動
- ②高齢者の生活支援及び社会参加に関する活動
- ③障害者の生活支援及び社会参加に関する活動
- ④地域から孤立をなくす活動
- ⑤生活困窮者への支援活動
- ⑥自殺予防活動
- ⑦難病者への支援活動
- ⑧安全・安心のまちづくり支援活動
- ⑨その他 社会課題を解決するための活動

3 募金目標額（申請額）

募金目標額 30 万円以上を設定して募金活動に取り組んでいただくこととします。

4 募金運動期間

- ・ 申請の翌年 1 月 1 日～3 月 31 日
※3 月 31 日を過ぎ本会へ入金された寄付金は本会の一般募金として受付されますのでご注意ください。（テーマ募金として扱われませんので、募金依頼時の説明を十分行ってください。）

5 助成金額

- ・ 上記の募金運動期間に募った募金金額の全額を助成します。
- ・ 募金目標額を超えた場合もすべて団体に助成いたしますが、同等額を本会へ一般募金として募金を行っていただきます。
（申請前の計画と募金依頼時の説明を十分行ってください。）

6 募集団体数

- ・ 10 団体以下

7 事務手数料

- ・ 平成 28 年度のスタート時から当面の間事務手数料はかかりません。
但し、本会配分委員会等の会議で見直しを図り、事務手数料を設ける場合があります。

8 本会の支援

- ・ 郵便振替用紙（払込取扱票）付きチラシの作成と印刷
- ・ 共同募金クリアファイル
- ・ 広報（本会ホームページ、SNS、その他の報道媒体等）
- ・ 募金活動の運動資材の貸与

9 申請方法について

- ・ 申請から募金活動、事業実施、精算報告までの詳細は、「テーマ募金（社会課題解決プロジェクト）助成申請細則」に示します。
- ・ 令和 2 年 5 月 29 日までに申請書様式 T-A1 号、T-A2 号に必要事項を記入の上、添付書類を添えて山梨県共同募金会へ提出ください。
なお、申請書様式は、下記 URL からダウンロードしてください。
URL : http://www.akaihane-yamanashi.jp/guide_application2.html
- ・ 後日、事務局より連絡のあった日時により、申請事業内容等について約 10 分間のプレゼンテーションを行っていただきます。（令和 2 年 6 月 6 月 28 日を予定）
- ・ プレゼンテーション方法等詳細については、別途ご連絡いたします。